



住宅用火災警報器の奏功事例



【事例 1】

日時：平成31年

内容：共同住宅において、居住者が天ぷら油を加熱中その場を離れてしまった後、台所の住宅用火災警報器が作動したため、鍋から炎が燃え上っていることを早期に発見、119番通報をすることが出来たことから、延焼の拡大に至りませんでした。（部分焼）



【事例 2】

日時：平成30年

内容：一戸建て住宅において、居住者が味噌汁を作ろうとし鍋に火を付けた事を忘れその場を離れてしまっただが、台所の住宅用火災警報器が作動したため、早期（鍋の空焚き）に発見出来たことから、火災に至りませんでした。（非火災）